

## 「千葉県海岸漂着物対策地域計画」 重点区域の見直しについて

資料3-1

海岸に面する27市町村に対し、重点区域への選定意向を文書照会したところ、12市町村から選定希望があった。

市町村名	海岸名	海岸漂着物等の集積状況			判定	海岸の自然的条件	判定	海岸の社会的条件	判定	総合判定
		年間回収量 (H24～25の最大値)	現存量 (H27現地調査)	災害による 漂着状況						
1 銚子市	銚子漁港海岸・君ヶ浜海岸・西明浦海岸 L=約4,900m	17トン	780トン	780トン (H27大雨)	○	・水郷筑波国定公園 ・県指定銚子鳥獣保護区	○	・日本の渚百選(国土交通省)「君ヶ浜海岸」 ・海水浴場(海鹿島、長崎) ・サーフポイント(君ヶ浜) ・漁業権設定(共62;海藻など)	○	○
2 市川市 船橋市	船橋市潮見町及び市川市東浜一丁目地先の人工海浜 L=約1,200m	0.6トン	少量	-	×	・アサリ、カニ、カレイなどの生育の場 ・水鳥類の中継地としての場	○	・潮干狩場(ふなばし三番瀬海浜公園) ・環境教育の場(ふなばし三番瀬環境学習館;予定) ・沖合での漁業権設定 (短共3、短区8;ノリ、貝類)	○	×
3 館山市 (現重点)	船形海岸・船形漁港・館山海岸・沖ノ島・相浜海岸 L=約10,500m	208トン	130トン	245トン (H25台風)	○	・南房総国定公園 ・県指定神戸鳥獣保護区(相浜海岸) ・特定植物群落(環境省)「沖ノ島」	○	・日本の夕陽百選「北条海岸」 (NPO法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会) ・海水浴場 (船形、那古、北条、新井、沖ノ島、相浜) ・サーフポイント(巴) ・漁業権設定(共19他;海藻類、貝類)	○	○
4 木更津市 (現重点)	木更津海岸(畔戸地区) L=約2,000m	115トン	410トン	-	○	・特定植物群落(環境省) 「小櫃川河口の塩湿地群落」	○	・潮干狩場(久津間海岸) ・漁業権設定(共3;海藻類、貝類など) ・沖合での漁業権設定(区4;ノリ)	○	○
5 旭市	旭海岸・横根海岸・下永井海岸 L=約4,500m	27トン	970トン	970トン (H27大雨)	○	・県立九十九里自然公園	○	・日本の渚百選(国土交通省)「九十九里海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「九十九里海岸」 ・海水浴場(飯岡、矢指ヶ浦) ・サーフポイント(飯岡メイン、椎名内 他) ・漁業権設定(共59;地ノキ綱など)	○	○
6 鴨川市 (現重点)	東条・広場東海岸・前原横渚海岸・鴨川漁港 L=約5,000m	236トン	17トン	141トン (H26大雨・台風)	○	・南房総国定公園	○	・日本の渚百選(国土交通省)「前原横渚海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「東条海岸」 ・海水浴場(前原) ・サーフポイント(マルキ、グラント下 他) ・漁業権設定(共42他;貝類など)	○	○
7 富津市 (現重点)	富津海岸・富津漁港 L=約6,500m	53トン	32トン	-	○	・南房総国定公園 ・県指定富津岬鳥獣保護区 ・県指定天然記念物「富津州海浜植物群落地」 ・特定植物群落(環境省)「富津の海岸草原」	○	・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「富津岬」 ・海水浴場(富津) ・潮干狩場(富津海岸) ・漁業権設定(共8他;海藻類、貝類など)	○	○
8 いすみ市 (現重点)	日在浦海岸・和泉浦海岸・太東海岸の一部 L=約5,000m	621トン	少量	210トン (H26大雨)	○	・南房総国定公園 ・県指定夷隅鳥獣保護区 ・国指定天然記念物「太東海浜植物群落」	○	・海水浴場(大原) ・サーフポイント(夷隅、大原海水浴場 他) ・漁業権設定(共52;ひらめさし綱) ・沖合での漁業権設定(共51;海草類、貝類など)	○	○
9 一宮町	一宮海岸・東浪見海岸・釣ヶ崎海岸 L=約5,900m	34トン	少量	-	○	・県立九十九里自然公園	○	・日本の渚百選(国土交通省)「九十九里海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「九十九里海岸」 ・海水浴場(一宮) ・サーフポイント(一宮、東浪見、志田下 他) ・漁業権設定(共53;貝類など)	○	○
10 白子町	白子海岸 L=約6,000m	9トン	少量	54トン (H27大雨)	○	・県立九十九里自然公園 ・県指定南白亀川河口鳥獣保護区	○	・日本の渚百選(国土交通省)「九十九里海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「九十九里海岸」 ・海水浴場(白子) ・サーフポイント(白子、中里) ・漁業権設定(共53;貝類など)	○	○
11 御宿町	御宿海岸 L=約1,500m	52トン	少量	400トン (H27大雨)	○	・南房総国定公園 ・県指定夷隅鳥獣保護区	○	・海水浴場(岩和田、中央、浜) ・サーフポイント(御宿メイン、岩和田 他) ・漁業権設定(共50;ひらめさし綱など) ・沖合での漁業権設定(共49;海草類、貝類など)	○	○

**<選定基準(案)> 次のいずれにも該当する海岸**

**(1) 海岸漂着物等の集積状況**

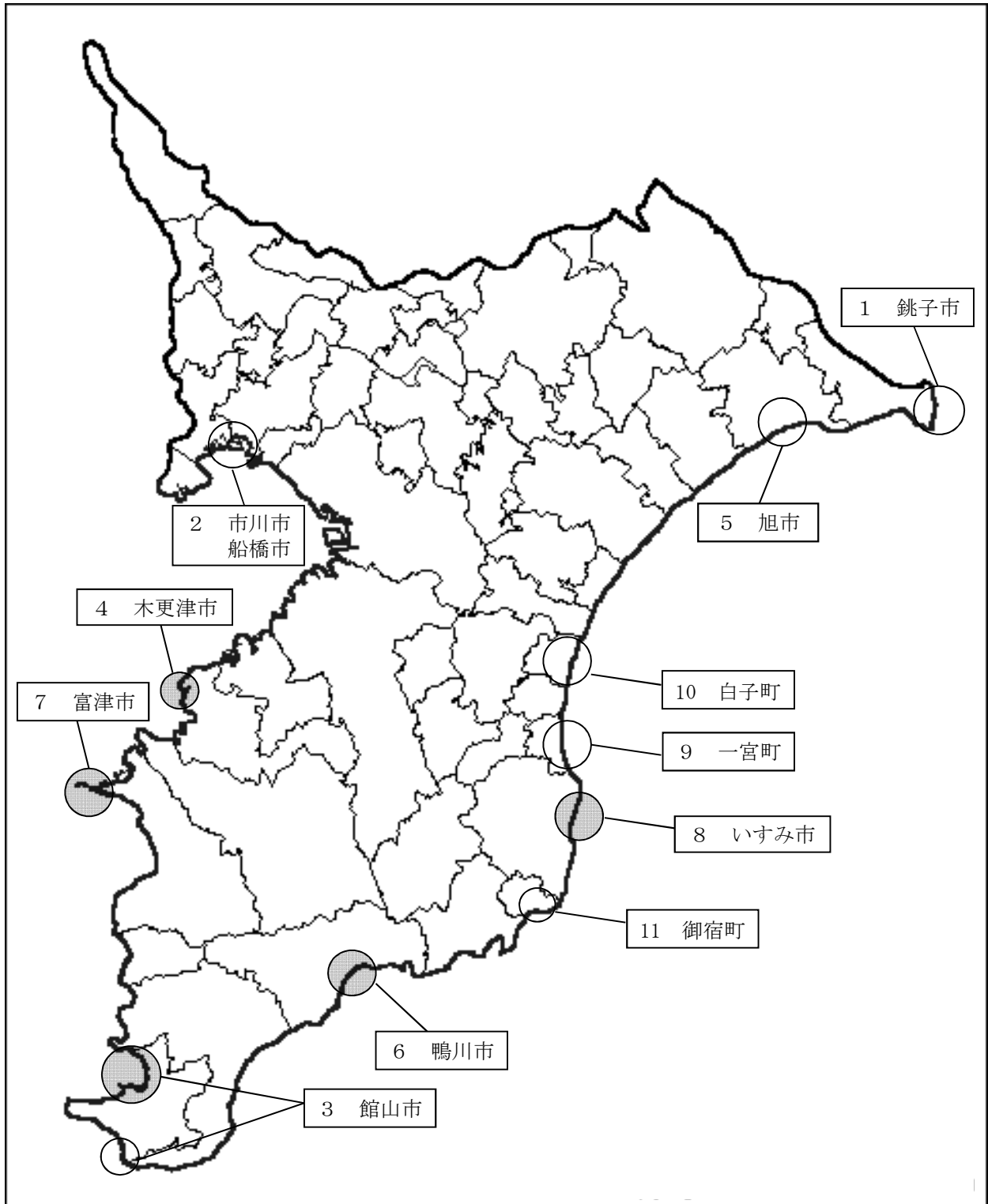
多量の海岸漂着物等が定期的に集積し、通常の海岸清掃活動だけでは回収・処分が困難な海岸

**(2) 海岸の自然的・社会的条件**

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸。

- ・自然的条件：保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が生息する海岸
- ・社会的条件：海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境教育等の場として利用される海岸

「千葉県海岸漂着物対策地域計画」  
重点区域候補地図



※網掛けは現重点区域